

自然災害などの控除について

雑損控除

地震や台風などの自然災害、雪下ろしや土嚢などの防護、蜂の巣やシロアリなどの生物除去、そして盗難などの人的被害により、住宅や家財に損害が生じた場合には、支払った金額(災害関連支出)や損害金に応じて、所得税確定申告において、所得から差し引く(雑損控除)が出来ます。



POINT

1. 誰が対象なのでしょうか？

- 雑損控除を受けられる対象者
 - ・申告者本人
 - ・扶養家族(所得が38万円以下)
- 雑損控除を受けられない対象者
 - ・申告書本人の所得金額が1,000万円超
 - ・扶養家族ではない者の所有財産

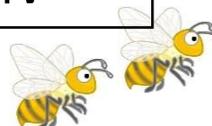
POINT

2. 雑損控除ができる金額

①と②の計算式から金額(損失額)を求め、どちらか多い方を控除金額とします。損失額が大きすぎる時は、翌年以降3年間の繰り越し控除ができます。

① 損失額－総所得金額×10%

② 災害関連支出の金額－5万円



POINT

3. 雑損控除を申告する際の提出書類

- ・被害を受けた物品・不動産の取得年月日・取得金額が分かる書類(売買契約書など)
- ・支払いを証する領収書・振込書
- ・損害保険金や災害補てん金などの金銭を受け取った書類
- ・被災又は災証明書の写し
- ・源泉徴収票や給料明細などの収入や所得が分かる書類
- ・申告者本人の銀行通帳の写し及び印鑑

POINT

4. 専取得金額がわからない場合は？

表のように算定されます。

<損失額の概算式(時価算定)>

●家財の場合	家族構成別家財評価額×被害割合
●土地及び建物の場合	固定資産税評価額÷70%割合

POINT

5. 災害減免法による所得税の軽減免除

災害によって住宅や家財の損害額が2分の1以上であり、申告者の所得金額が1000万円以下の場合には、所得税の軽減免除を受けることができます。

ただし、軽減免除と雑損控除を同時に申告することはできません。有利選択です。

